

2023年経済構造実態調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2. 調査対象

(1) 産業横断調査

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる産業に属する全国の企業を調査対象の範囲とする。ただし、次に掲げる企業を除く。

- ①「大分類A－農業，林業」に属する個人経営の企業
- ②「大分類B－漁業」に属する個人経営の企業
- ③「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「小分類792－家事サービス業」に属する企業
- ④「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」に属する企業
- ⑤「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

このうち、個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を調査対象とする。

(2) 製造業事業所調査

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる「大分類E－製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

3. 調査事項

(1) 産業横断調査

以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び規模等に応じて必要な事項

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織

- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *
- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎
- ⑫ 企業全体の事業別費用の割合 *
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定*する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添を参照） *

※調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。

- ⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑯ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *
- ⑲ 企業傘下の事業所の開設時期

ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めることとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類Ａ－農業、林業」、「大分類Ｂ－漁業」、「大分類Ｃ－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類Ｄ－建設業」及び「大分類Ｅ－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の５割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

（２）製造業事業所調査

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織

- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額○◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者 30 人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

4. 調査の方法

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。

5. 基準となる期日又は期間

2023年6月1日現在とする。

ただし、「3. 調査事項」のうち、「*」を付した事項については、原則として、2022年1月から12月までの1年間を対象とする。

また、「○」は2022年の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。

○ 共通費用項目

①給与総額、②福利厚生費（退職金を含む）、③賃借料（土地・建物）、④賃借料（情報通信機器）、⑤賃借料（その他）、⑥減価償却費、⑦外注費、⑧広告宣伝費、⑨保険料、⑩水道光熱費、⑪通信費、⑫荷造運搬費、⑬旅費・交通費、⑭車両費、⑮消耗品費

○ 産業別費用項目

産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）